

佐賀県告示第398号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項の規定により、岩屋川内鳥獣保護区の存続期間を更新するので、鳥獣保護区の設定（昭和50年佐賀県告示第680号）の一部を次のように改正し、平成26年11月1日から施行する。

平成26年10月31日

佐賀県知事 古 川 康

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>その(2)</p> <p>1 略</p> <p>2 区域</p> <p>藤津郡嬉野町大字下宿の国道34号と県道大村嬉野線の交点を起点とし、同県道を南東へ進み町道皿屋岩屋川内線との交点に至り、<u>同町道を東へ進み林道田代線との交点に至り、同林道を南東へ進み農道金松線との交点に至り、同農道を西へ進み町道金松線との交点に至り、同町道を南へ進み林道金松1号線との交点に至り、同林道を東へ進み町道鹿谷金松線との交点に至り、同町道を南へ進み県道大村嬉野線との交点に至り、同県道を南へ進み嬉野町宇坪部落の農道宇坪線との交点に至り、同農道を西へ進み佐賀県と長崎県の県境に至り同県境を北西へ進み農道陣野線との交点に至り、同農道を北へ進み町道陣野1号線との交点に至り、同町道を北へ進み農道小杭線との交点に至り、同農道を東へ進み町道小杭線との交点に至り、同町道を北へ進み町道井手口線との交点に至り、同町道を北へ進み町道下岩屋線との交点に至り、同町道を北西へ進み国道34号との交点に至り、同国道を北へ進み起点に至る線で囲まれた区域</u></p> <p>3 存続期間</p> <p><u>平成17年11月15日から平成26年10月31日まで</u></p> <p>4 保護に関する指針</p>	<p>その(2)</p> <p>1 略</p> <p>2 区域</p> <p>嬉野市嬉野町大字下宿の国道34号と県道大村嬉野線の交点を起点とし、同県道を南東へ進み市道皿屋岩屋川内線との交点に至り、<u>同市道を東へ進み林道田代線との交点に至り、同林道を南東へ進み農道金松線との交点に至り、同農道を西へ進み市道金松線との交点に至り、同市道を南へ進み林道金松1号線との交点に至り、同林道を東へ進み市道鹿谷金松線との交点に至り、同市道を南へ進み県道大村嬉野線との交点に至り、同県道を南へ進み同市宇坪部落の農道宇坪線との交点に至り、同農道を西へ進み佐賀県と長崎県の県境に至り、同県境を北西へ進み農道陣野線との交点に至り、同農道を北へ進み市道陣野1号線との交点に至り、同市道を北へ進み農道小杭線との交点に至り、同農道を東へ進み市道小杭線との交点に至り、同市道を北へ進み市道井手口線との交点に至り、同市道を北へ進み市道下岩屋線との交点に至り、同市道を北西へ進み国道34号との交点に至り、同国道を北へ進み起点に至る線で囲まれた区域</u></p> <p>3 存続期間</p> <p><u>平成26年11月1日から平成36年10月31日まで</u></p> <p>4 保護に関する指針</p>

改正前	改正後
<p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 鳥獣保護区の管理方針</p> <p>区域界の主な場所に鳥獣保護区の標識を設置し、鳥獣保護区であることを周知を図り、県担当職員や鳥獣保護員が、<u>随時鳥獣保護区内を巡視する等して鳥獣保護区の管理に当たる。</u></p> <p>また、野生鳥獣による農林作物等被害が発生した場合には、<u>有害鳥獣捕獲制度及び特定鳥獣保護管理計画に基づく捕獲制度の適正な活用により被害防止に努める。</u></p>	<p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 鳥獣保護区の管理方針</p> <p>区域界の主な場所に、<u>鳥獣保護区であることを周知するため、標識を設置するとともに、県担当職員や鳥獣保護員が随時巡視する等して区域の管理に当たる。</u></p> <p>また、野生鳥獣による農林作物等被害が発生した場合には、<u>鳥獣保護事業計画又は特定鳥獣保護管理計画に基づく有害鳥獣捕獲制度の適正な活用により被害防止に努める。</u></p>